



島根県報

令和8年8月14日（金）

第 7 4 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
保安林の指定	（森林整備課）	2

【公 告】

令和8年度クリーニング師試験の実施	（薬事衛生課）	2
令和8年度秋期・冬期島根県狩猟免許試験の実施	（農山漁村振興課）	4
公共測量の実施（2件）	（技術管理課）	6
公共測量の終了	（　　　　　）	7
採石業務管理者試験の実施	（河川課）	7

【特定調達公告】

島根県立中央病院における医薬品の購入に係る一般競争入札の実施	（病院局）	8
--------------------------------	-------	---

告 示**島根県告示第475号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 14 日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
田中 智貴	神経内科、内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和 8 年 7 月 31 日
吉田 匡希	整形外科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103番地1	令和 8 年 7 月 31 日
中尾 美香	呼吸器内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和 8 年 7 月 31 日

島根県告示第476号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 14 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

浜田市三隅町黒沢1006、2861、2861-内1、2861-内2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和8年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和 8 年 8 月 14 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験日時

令和 8 年 11 月 19 日（木）午後 1 時 50 分から午後 4 時 30 分まで（午後 1 時 15 分から受付開始）

なお、試験時間については、受験者数に応じて変更する場合がある。

2 試験場所

松江市内中原町52 島根県職員会館

なお、学科試験及び技能試験は、同一の会場で実施する。

3 試験の内容

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 技能試験

ア 繊維の鑑別

イ 洗たく物の処理（筆記）

4 受験資格

高等学校入学資格を有する者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者をいい、クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

5 受験手数料

10,400円

6 受験手数料の納付方法等

次のいずれかの方法で納付すること。なお、納付された受験手数料は、返還しない。

(1) しまね電子申請サービスによるオンライン納付

納付後、9に定める書類（以下「受験願書等」という。）を提出すること。

(2) 窓口キャッシュレス決済による納付

受験願書等を提出する際、島根県健康福祉部薬事衛生課の窓口において納付すること。

(3) 納付書による納付

島根県健康福祉部薬事衛生課が配付する納付書により、銀行窓口又はコンビニエンスストアで納付し、領収日付印が押印された納付済証を受験願書に貼付すること。

7 受験願書等の受付期間

令和8年8月28日（金）から同年9月25日（金）まで

なお、郵送の場合は、令和8年9月25日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

8 受験願書等の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課営業指導係（〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県庁第2分庁舎3階）へ郵送又は持参により提出すること。

9 提出書類

(1) 受験願書 1通

(2) 履歴書（所定用紙） 1通

(3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。） 1枚

(4) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書（原本）又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを提出する場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課において確認を行うため、原本を持参又は郵送（簡易書留等配達記録が残るものに限る。）すること。） 1通

(5) 戸籍謄（抄）本（現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合に限る。） 1通

10 受験票の送付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人宛てに送付する。

11 合格者の発表

令和8年12月16日（水）に島根県健康福祉部薬事衛生課ホームページ（https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/eisei/life_hygiene/cleaning/）（12の(1)において同じ。）に受験番号を掲載するほか、合格者には合格通知を交付する。

12 その他

(1) 受験願書等様式の配付

受験願書及び履歴書の様式（以下「受験願書等様式」という。）は、島根県健康福祉部薬事衛生課ホームページに掲載するほか、同課で配付する。

郵送により受験願書等様式を請求する場合は、110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形のものに限る。）を同封した封筒の表に「クリーニング師試験願書請求」と朱書きし、8の提出先へ送付すること。

ただし、郵送により納付書を同時に請求する場合は、(2)の方法による。

(2) 納付書の配付

6の(3)の納付書は、島根県健康福祉部薬事衛生課で配付する。

郵送により納付書を請求する場合は、受験者の住所、氏名及び連絡先電話番号を記載した任意様式による書類並びに140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号封筒に限る。）を同封した封筒の表に「クリーニング師試験納付書請求」と朱書きし、8の提出先へ送付すること。

ただし、郵送により受験願書等様式と納付書を同時に請求する場合は、「クリーニング師試験納付書請求」の記載に替えて、封筒の表に「クリーニング師試験願書及び納付書請求」と朱書きすること。この場合における返信用封筒は、140円切手を貼った宛先明記の角型2号封筒のみで足りる。

(3) 問合せ先

受験願書等様式の請求、受験手続その他試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課営業指導係（電話0852-22-6313）にすること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第1項の規定により、令和8年度秋期・冬期島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

令和8年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護及び管理に関する知識	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識並びに鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
わな猟免許	1 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対 象 区 域
10月3日（土）	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
10月17日（土）	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
10月30日（金）	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域
1月15日（金）	午前9時～	大田市波根町970-1 島根県立農林大学校（大田本校）	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒

（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) わな猟免許	2,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	3,900円
2 1以外の者	(1) わな猟免許	3,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書の提出先及び提出期限

ア 申請書の提出先

〒690－8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室
（電話 0852－22－5160）

イ 申請書の提出期限

ウの窓口へ備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の20日前までに持参又は郵送により提出すること。
なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

ウ 申請書の配布窓口

- ・島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室
- ・東部農林水産振興センター林業振興課
- ・東部農林水産振興センター雲南事務所林業普及第二課
- ・東部農林水産振興センター出雲事務所林業普及第二課
- ・西部農林水産振興センター林業振興課
- ・西部農林水産振興センター県央事務所林業普及第二課
- ・西部農林水産振興センター益田事務所林業普及第二課
- ・隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日に必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、5の(3)のウの窓口にすること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年8月14日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（水準測量）

2 作業期間

令和8年7月29日から同年12月15日まで

3 作業地域

浜田市三隅町岡見地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和8年9月1日から令和12年3月31日まで
- 3 作業地域
出雲市東園町外地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年7月29日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（現地測量、基準点測量及び水準測量）
- 2 作業期間
令和7年5月27日から令和8年7月29日まで
- 3 作業地域
安来市上坂田町地内から田頼町地内まで

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

令和8年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 試験の日時
令和8年10月9日（金）午前10時から正午まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）
- 2 試験会場
大田市大田町大田イ236-4
島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室
- 3 試験の方法及び科目
次に掲げる科目を筆記試験により行う。
 - (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
 - (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って

生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)

4 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各(土木)事業所、一般社団法人島根県採石協会及び一般社団法人島根県東部地区採石業協会において配布するほか、県河川課のホームページ(<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>) (7において同じ。)に掲載する。

(2) 受験申込方法

しまね電子申請サービス(<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/saiseki-shiken>)において、必要な事項を入力するとともに、申請前6月以内に撮影した正面無帽上半身像の電磁的記録を添付して申し込むこと。ただし、島根県収入証紙条例を廃止する条例(令和7年島根県条例第19号)附則第2項の規定に基づき受験手数料を島根県収入証紙で納付する場合は、受験案内で指定する方法により申し込むこと。

(3) 受付期間

令和8年9月1日(火)午前8時30分から同月18日(金)午後5時15分まで

5 受験手数料

8,100円を受験案内で指定する方法により納付すること。

6 受験票の交付

受験申込を受理したときは、受験番号を記載した仮受験票を電子メールにより交付するので、試験当日に受付で仮受験票を印刷したもの又はスマートフォン等の電子機器の画面に表示した仮受験票を提示した者に対し、受験票を交付する。

7 結果発表

試験結果は、令和8年10月30日(金)に郵送にて本人に通知するほか、合格者の受験番号を県河川課のホームページに掲載する。

8 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理係(電話0852-22-6783)に照会すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

令和8年8月14日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

1 入札に付する事項

(1) 医薬品名、規格・包装及び予定数量

ア キイトルーダ点滴静注100mg、100mg 4ml 1瓶、968瓶

イ オブジーボ点滴静注240mg、240mg 24ml 1瓶、488瓶

ウ ユルトミリスH I点滴静注1100mg/11ml、1100mg 11ml 1瓶、57瓶

エ アムヴトラ皮下注25mgシリンジ、0.5ml 1シリンジ、14箱

オ オルツビーオ静注用4000、4000国際単位 1瓶、114瓶

カ イミフィンジ点滴静注500mg、500mg 10ml 1瓶、272瓶

キ ポライビー点滴静注用30mg、30mg 1瓶、272瓶

ク アジンマ静注用1500、1500国際単位 1瓶、52瓶

ケ ダラキューロ配合皮下注、15ml 1瓶、152瓶

- コ サイラムザ点滴静注液500mg、500mg50ml 1 瓶、168瓶
- サ オビザー静注用500、500単位1瓶、213瓶
- シ テセントリク点滴静注1200mg、1200mg20ml 1 瓶、88瓶
- ス イムデトラ点滴静注用10mg、10mg1瓶安定化液付、31瓶

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

ア 入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で(1)の医薬品それぞれの単価を記載すること。

イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「7 薬品類」小分類「(1)医療薬品」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医薬品販売業の許可を受けた者であること。

(8) 本公告に示した医薬品を納入することができることを証明した者であること。

3 契約条項を示す場所、担当する部局等の名称及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部業務課

電話 0853-30-6430

4 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和8年9月7日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

3の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

5 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和8年9月16日（水）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

6 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和8年9月24日（木）午前9時まで

イ 場所

3の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和8年9月18日（金）午後5時までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年9月24日（木）午前9時

イ 場所

島根県立中央病院 3階 会議室1

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased :

- a KEYTRUDA Injection 100 mg, 100 mg 4 ml 1 vial, 968 vials
- b OPDIVO Injection 240 mg, 240 mg 24 ml 1 vial, 488 vials
- c ULTOMIRIS HI Injection 1100 mg / 11 ml, 1100 mg 11 ml 1 vial, 57 vials
- d amvuttra Subcutaneous Injection Syringe, 0.5 ml 1 syringe, 14 packages
- e ALTUVIIIIO Intravenous 4000, 1 vial, 114 vials
- f IMFINZI Injection 500 mg, 500 mg 10 ml 1 vial, 272 vials
- g POLIVY for Intravenous Infusion 30 mg, 30 mg 1 vial, 272 vials
- h ADZYNMA Intravenous 1500, 1 vial, 52 vials
- i DARZQURO Combination Subcutaneous Injection, 15 ml 1 vial, 152 vials
- j Cyramza Injection 500 mg, 500 mg 50 ml 1 vial, 168 vials
- k OBIZUR Intravenous Injection 500, 1 vial, 213 vials
- l TECENTRIQ Injection 1200 mg, 1200 mg 20 ml 1 vial, 88 vials
- m IMDELLTRA For I.V. Infusion 10 mg, 10 mg 1 vials, 31 vials

(2) Time Limit of Tender : 9 : 00 a.m. September 24, 2026

(Bids by Post must be received by 5 : 00 p.m. on Friday 18, 2026)

(3) Please tender all information to : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumoshi, Shimane-ken, 693-8555, Japan

TEL : 0853-30-6430